

23. 館外貸出及び特別利用の許可：美術館、生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館

(1) 美術館

1) 経緯

愛媛県美術館のコレクションは、1970年に開館した前身の愛媛県立美術館に始まり、主に郷土作家の作品を収集してきたが、1998年の開館を機に、モネ、ボナール、セザンヌ等の海外作家の作品や、近代日本を代表する安田靉彦、中村彝等の作品、また現代美術では白髪一雄、鬚嘔等の作品も収集した。近年は郷土出身作家である杉浦非水、真鍋博、田窪恭治等のコレクションも加わり、現在10,000点余りを収蔵している。これらのコレクションは常設展示室を中心に「所蔵品展」として年に5～6回の展示替えを行っている。

所蔵品は、愛媛県の資産であるが、県民だけではなく、広く一般に美術に親しんでもらうことも美術館の目的であることから、館外への貸出を行うこともある。その際には、愛媛県美術館所蔵と表記されることから、愛媛県のPR効果はある。また、愛媛県美術館が他館から借りることもあり、総合的には県民の福祉に資すると考えられる。

2) 根拠法令等 愛媛県美術館管理規則第18条及び19条

3) 許認可の内容

所蔵品の貸出及び特別利用に関する許可。特別利用とは、論文や出版冊子への写真の掲載などを指し、館外への貸出にあわせて行われる場合もあるが、電子データの利用が多い。

4) 担当部署 美術館

5) 許認可事務の推移等

① 申請件数等

	H24	H25	H26
貸出件数	11	17	16
貸出点数	82	157	80
特別利用件数	18	37	26
特別利用点数	34	219	70

② 使用料収入

特別利用料は、撮影が1点1日につき5,140円などと愛媛県美術館管理規則で定められている。

貸出については、無償で貸出している。これは、貸出先も、公立の美術館が多く、全体的な公共資産と捉えられているものと思われる。企画展などのために当館が借りることもあるが、多くは無償であるとのことである。

美術品の運搬や展示期間を含めた保険など、関連費用は借りる側が負担する。

6) 貸出

① 受付

当館所蔵品についての貸出の打診を受けて、貸出の可否を内部で検討

する。可能な範囲について決定し、先方の意向と異なる場合などには、内容について先方と折衝する。

最終的に貸出すことが決まった時点で、貸出許可申請書の提出を求める。

このため、申請書が提出された時点で貸出は事実上決定されており、先方の希望に対し、重要展示物であったり、展示予定であるものについては、貸出しないことがあるとのことである。

② 審査

貸出の決定は決裁をとっており、審査に関する文書記録は無いが、愛媛県美術館管理規則による貸出要件及び条件等には次のようなものがある。

- ・美術館の業務に支障が無い
- ・美術に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる
- ・美術品の取扱上の安全が確認できる
- ・寄託品の場合、寄託者の承諾がある
- ・貸出期間は 50 日以内。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

「美術品の取扱上の安全が確認できる」という条件については、運搬方法及び先方の施設の状況を確認し、判断しているとのことである。

貸出の可否については、担当者によって判断にばらつきが出ず、申請者に対しても、県民に対しても、判断の根拠が説明可能な状況にすることが望まれる。

③ 監査手続き及びその結果

- ・貸出一覧を閲覧し、内容を検討した。

平成 26 年度の貸出内容を見ても、基準に照らし問題があると考えられるものは見受けられないが、貸出にあたり、要件を満たすことを確認したことを証するチェックリストの様式を作成し、添付することが望まれる。

また、平成 26 年度の許可 16 件のうち、13 件は貸出期間が 50 日を超えていた。

(意見) 美術館の収蔵品の館外貸出に係るチェックリストについて

美術館の所蔵品の館外貸出の判断をするにあたり、愛媛県美術館管理規則第 19 条第 1 項に規定する要件を満たすことを確認したことを証するチェックリストの様式を作成し、添付することが望まれる。

なお、チェックリストには、判断を要する項目については、要件を満たす確認の内容についても記載する様式とすることが望まれる。

(意見) 美術館の収蔵品の 50 日を超える館外貸出について

美術館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県美術館管理規則第 19 条第 4 項で 50 日以内と規定されているが、実際には 50 日を超える館外貸出も行われている。

貸出決定の伺書あるいは決定通知には、例えば、貸出期間が 60 日であるならば、「展示期間に合わせ、50 日を超える利用を認める」などの具体的な記述により、特別に認めたことを明示することが望まれる。

また、前に記したチェックリストの作成にあたり、日数の検討について記載することが望まれる。

なお、貸出期間が50日を超えることが多いことが実態であるのであれば、規則を改正し貸出日数をより長期間としたり、展示期間に10日を加えた日数、ただし1年を超えない、などとするについて、検討が望まれる。

平成26年度の許可16件の一覧表を入手し、このうち2件につき、内容を検討した。

このうち1件は、坊ちゃん劇場を運営する㈱ジョイ・アートへの貸出である。美術館への貸出については、設備の状況を確認した上で実施しているが、坊ちゃん劇場は、人の出入りも多く、空調や光の管理は困難である。

しかし、当該貸出は坊ちゃん劇場での「鶴姫伝説」上演に当たり、ポスターにも使用されている智内兄助の原画の貸出であり貸出先の公共性と、貸出作品の物理的な条件を勘案し、貸出可能と判断されている。

④ 継続管理

貸出期間終了後には返還されるため、継続管理としては貸出中の手続きのみである。貸出中は、紙の台帳を別途貸出中ファイルに移し手管理している。この紙ベースの台帳には、貸出時の現況なども記載されており、返還時にはこれを見ながら状況を確認する。

なお、美術館収蔵品については、順次台帳と照合し、保管場所が確認されている。

紙ベースの台帳には作品番号が記載されているものといないものがある。また、美術品本体が倉庫のどこに置かれているかも記載されていない。さらに、美術品本体の箱などに、作品番号などが貼付されていないものもあり、箱を開けて内容を確認するとのことである。

当監査の範囲とは異なることから、詳細な検証を行っていないため、指摘・意見は付さないが、これらについて、次の事項につき、改善が必要と思われる。

ア 現物照合のローテーションを決め、計画表等を作成し進捗を管理する。

イ 美術品台帳、現物には通し番号を付し、現物がどこにあるのか、台帳に記録する。

(意見) 美術館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について

美術館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県美術館管理規則第19条第1項で、「美術に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。

貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。

貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。

なお、以後の貸出等の参考とするためにも検証結果については、相当期間の保管を検討することが望まれる。

これにより、当館の企画等に対する研究材料にも資すると思われる。

7) 特別利用

① 概要

特別利用の打診を受け、特例の要件を充たし、特に不適當でなければ申請書の提出を求め、受付を行う。

② 審査

特別利用の多くは、美術品の貸出と同時に、図録やポスターの作成のために申請されるものであり、貸出の審査とともに審査される。

それ以外は、論文、雑誌、書籍などへの写真掲載や視聴番組での利用であり、館外への持ち出しを伴わないため、使用目的等が妥当であるかを審査する。

平成 26 年度の特別利用 26 件のうち、館外貸出を伴わず、雑誌・図書への掲載を目的とするものは 9 件であった。

③ 監査手続き

平成 26 年度の許可 26 件の一覧表を入手し、このうち 4 件につき、申請書と照合し、特別利用の要件に合致していることを確認し、その内容を検討した。

全て電子データで提供されている。

④ 継続管理

特別利用については、一旦利用されると、長期間利用されるケースも多いと思われる。

(意見) 美術館の所蔵品の特別利用に係る実績確認について

美術館の収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、愛媛県美術館使用料条例第 5 条第 2 号の特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。

このため完成品の寄贈を条件とすることが望まれる。

なお、日本美術全集のように、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらうなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。

(2) 生涯学習センター

1) 経緯

生涯学習センターは平成 2 年に設置され、平成 21 年度から指定管理者による管理に移行している。

生涯学習センターには、愛媛人物博物館が設置されている。この施設の設置目的は、「愛媛県に深いゆかりのある偉人 178 人の関係資料を、学問、文化、スポーツなどの分野別に展示するとともにその業績を紹介すること」である。あらゆるジャンルの人物について紹介しているため、文化的に価値の高いもの、歴史的にも興味深いものなど、多様な展示は他県には見られない愛媛県の財産であるともいえる。所蔵品は平成 26 年度末時点で 6,357 点であるが、当施設は、博物館と称しつつも、博物館法上の博物館には該当していない。

2) 根拠法令等

愛媛県生涯学習センター管理条例 愛媛県生涯学習センター資料特別利用取扱要綱

- 3) 許認可の内容 美術館と同じ。
- 4) 担当部署 生涯学習課
- 5) 許認可事務の推移等

① 申請件数等

年度	H24	H25	H26
貸出件数	0	1	2
貸出点数	0	4	3
特別利用件数	7	12	11
特別利用点数	426	350	204

当施設の所蔵資料は、6,400 点弱であるが、貸出や特別利用数は少ない。この要因の一つとしては、当施設が博物館法上の博物館ではないことなどから、所蔵資料を他の施設から検索したり、相互に融通したりすることが出来ないためと思われる。

② 特別利用料収入

特別利用に関し、使用料は、5,140 円の範囲で教育委員会が定める額とされている。また、「特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる」とされ、公共施設や報道媒体に関しては減免しているため、使用料収入はほとんど発生しない。

一方、貸出については、使用料の定めは無い。現況を見ると、公的な機関の貸出に限定されているが、企業人なども含まれることもあり、民間での展示への貸出希望が、貸出の要件を充たす可能性もある。

(意見) 生涯学習センターの所蔵品の貸出について

愛媛県生涯学習センター管理条例第 20 条第 1 項により、生涯学習センターの収蔵品を館外に貸出す場合、利用料金については、無償となっているが、中にはかなり貴重な資料も含まれているため、減免規定を設けたうえで、原則有償貸出とすることが望まれる。

6) 貸出手続き

① 受付

当館所蔵品についての貸出の打診を受けて、貸出の可否を内部で検討し、問題が無いと判断すると、申請書類の提出を求める。

当貸出は、件数が少ないことから、貸出及び特別利用のファイルに申請書が綴られているが、一覧表等は作成されていない。

(意見) 生涯学習センターの所蔵品の館外貸出にかかる状況把握について

生涯学習センターの収蔵品の館外貸出に係る一覧表は現在のところ備え付けられていない。しかしながら、貸出の性格上長期に及ぶ場合が多くなるため、貸出状況等を把握できる一覧表の備付は重要であると考えられるが、現状は件数が少ないことを理由に作成をしていない。

今後貸出等に係る件数が増えることも考えられるため、一覧表を作成し、管理ファイルに綴ることが望まれる。

② 審査

条例に既定された貸出要件及び条件等には次のようなものがある。

- ・センターの業務に支障がない場合で、
 - ・生涯学習に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる
 - ・センター資料の取扱い上の安全が確認できる
- 審査にかかるチェックリスト等は作成されていないが、これらは、申請書の様式に記入項目として挙げられており、記載内容を検討することで足りると思われる。
- ③ 継続管理 貸出期間終了後には返還されるため、継続管理としては貸出中の手続きのみである。

(意見) 生涯学習センターの所蔵品の館外貸出結果の効果検証について

生涯学習センターの所蔵品の館外貸出については、愛媛県生涯学習センター管理条例第20条第1項で、「自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。

貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。

貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。

なお、以後の貸出等の参考とするためにも検討結果については、相当期間の保管をすることを検討することが望まれる。

7) 特別利用の手続き

① 概要

特別利用の打診を受け、特例の要件を充たし、特に不適當でなければ申請書の提出を求め、受付を行う。

② 審査

特別利用のうち、貸出と同時に、図録やポスターの作成のために申請される場合には、貸出の審査とともに審査される。

それ以外は、論文、雑誌、書籍などへの掲載や視聴番組への使用であり、館外への持ち出しを伴わないため、使用目的等が妥当であるかを審査する。

③ 減免

特別利用について、1件を抽出して資料を閲覧したところ、使用料は、広報に資するという理由で減免されていた。

(意見) 生涯学習センターの収蔵品の特別利用にかかる減免基準について

愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第1項の特別利用の利用料金の減免に係る基準は、愛媛県生涯学習センター資料特別利用料減免に関する取扱要綱第2条で定められているが、大まかな目的に係る基準となっているためより具体的な基準を明確にしておくことが望まれる。

これにあたっては、歴史文化博物館が作成した減免判断基準を参考にされたい。

④ 継続管理

特別利用については、一旦利用されると、長期間利用されるケースも多いと思われる。

(意見) 生涯学習センターの所蔵品の特別利用に係る実績について

生涯学習センターの収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第1項の特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。愛媛県生涯学習センター資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号では掲載物等の提供が特別利用の際の順守事項として位置づけられているため、掲載物等の提供について、確実な実施が望まれる。

なお、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらいなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。

(3) 総合科学博物館

1) 経緯 施設ホームページには次のように記載されている。

総合科学博物館は、県民に科学技術に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供して、科学技術に裏付けされた創造的風土の醸成を図るとともに、科学技術の進歩と本県産業の発展に寄与することを目的として、平成6年11月に愛媛県新居浜市にオープンした。

産業と科学を併せた博物館は数が少ないとのことであり、当時世界一のプラネタリウム、子どもが怯えて泣き叫ぶほど迫力のある動く恐竜も人気を博している。また、絶滅が心配されるニホンカワウソのかわいらしい姿も人気である。この標本数は、日本一であり、研究利用も多いとのことである。

また、当施設も平成21年度から指定管理者制度を導入している。指定管理者はイヨテツケーターサービス(株)である。

2) 根拠法令等 愛媛県総合科学博物館管理条例

3) 許認可の内容

所蔵品の貸出及び特別利用に関する許可。特別利用とは、論文や出版冊子への掲載などを指し、館外への貸出を伴う場合もあるが、電子データの利用や撮影によることが多い。

4) 担当部署 総合科学博物館

5) 許認可事務の推移等

① 申請件数等

年度	H24	H25	H26
貸出件数	5	8	6
貸出点数	162	36	116
特別利用件数	7	6	11
特別利用点数	29	9	306
実験器具と標本セット	24	15	20

② 特別利用料収入

特別利用に関し、使用料は、5,140円の範囲で教育委員会が定める額とされている。また、当条例では、営利の場合に使用料を徴収するとしており、さらに減免規定もあることから、営利とされたテレビ局の利用についても減免されているため、平成26年度では収入は発生していない。

一方、貸出に関する使用料の規定はない。次に記す特別利用について、使用料が設けられていることとの整合性に疑問がある。ただし、利用状況を見ると、公的な機関の利用が多く、「自然史等に関する学術上の調

査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という貸出条件から考えると、使用料を設定してもほとんどが減免になると思われる。それでも、産業に関する展示もあることから、民間企業によるイベントへの貸出が企画され、条例の要件には合致する可能性もある。

6) 貸出

① 受付

当館所蔵品についての貸出の打診を受けて、貸出の可否を内部で検討し、問題が無いと判断すると、申請書類の提出を求める。

② 審査

条例に既定された貸出要件及び条件等には次のようなものがある。

- ・博物館の業務に支障がない場合
- ・自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる
- ・博物館資料の取扱い上の安全が確認できる

審査にかかるチェックリスト等は作成されていないが、これらは、申請書の様式に記入項目として挙げられており、記載内容を検討することで足りると思われる。

貸出期間は原則 50 日以内とされている。

貸出に関する 6 件について、申請書を閲覧したところ、適当と思われた。恐竜関連のものについて、ブックトーク活動に使用するために図書館に貸し出しているものなどが特徴的と思われた。なお、貸出期間が 50 日を超える 1 件については、その旨記載した上で決裁されていた。

③ 継続管理

貸出期間終了後には返還されるため、継続管理としては貸出中の手続きのみである。

(意見) 総合科学博物館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について

総合科学博物館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県総合科学博物館管理条例第 20 条で、「自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。

貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。

貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。

なお、以後の貸出等の参考とするためにも検討結果については、相当期間の保管をすることを検討することが望まれる。

7) 特別利用

① 概要

特別利用の打診を受け、特例の要件を充たし、特に不適當でなければ申請書の提出を求め、受付を行う。

② 審査

特別利用のうち、貸出と同時に、図録やポスターの作成のために申請される場合には、貸出の審査とともに審査される。

それ以外は、論文、雑誌、書籍などへの掲載や視聴番組への使用であり、館外への持ち出しを伴わないため、使用目的等が妥当であるかを審

査する。

③ 継続管理

特別利用については、一旦利用されると、長期間利用されるケースも多いと思われる。論文・雑誌・書籍に掲載される場合、可能な限り刊行物の送付を利用条件にしている。

(意見) 総合科学博物館の所蔵品の特別利用に係る実績について

総合科学博物館の収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第1項の特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。愛媛県総合科学博物館資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号では掲載物等の提供が特別貸付の際の順守事項として位置づけられているため、掲載物等の提供について、確実な実施が望まれる。

なお、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらおうなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。

8) 実験器具と標本セットの貸出

① 概要

当施設では、学習支援活動の一環として、実験器具や実物標本を子ども団体や児童館、学校などに貸し出している。



② 審査

学芸員が手作りで作った実験キットや、再生可能な標本など条例第15条及び20条に当てはまらない貸出ではあるが、許可制にしている。

使用目的が著しく不適当な場合には、貸出さないとと思われるが、今までにそのような事例はない。

③ 継続管理

使用後は返却される。利用に関する実績報告を求めているが、感想や要望などを記載する欄を設けることなども検討が望まれる。

当貸出は、返却時に破損していることもあるが、消耗品として貸し出しているため、弁済などは求めている。

(4) 歴史文化博物館

1) 経緯

歴史文化博物館は、ホームページによると、「伊予・愛媛の歴史・民俗・考古等に関する様々な資料を継続的に収集・整理・保存して、特別展・企画展・テーマ展等の展示事業や教育普及活動に活用し、伊予・愛媛の歴史や文化に親しんでいただくことを目的として、平成6年11月に愛媛県東宇和郡宇和町（現西予市宇和町）に開館」とされている。

また、当施設も平成21年度から指定管理者制度を導入している。指定

管理者はイヨテツケーターサービス（株）である。

2) 根拠法令等 愛媛県歴史文化博物館管理条例及び規則

3) 許認可の内容

特別利用とは、「博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載」であり、歴史関係の書籍の図版として掲載するなどの利用を想定している。

館外貸出は、「歴史文化に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、博物館資料の取扱い上の安全が確認できるとき」可能とされているが、小中学校を対象に、昔の衣装や道具などをテーマに沿ってセットした「れきハコ」という貸出パッケージを用意している。



特別利用も貸出も、博物館の目的に沿い、資料の利用促進を図るものである。

4) 担当部署 歴史文化博物館学芸課

5) 許認可事務の推移等

① 申請件数等

項目	年/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別利用	96	5	4	11	7	8	11	6	17	5	10	7	5
貸出を伴う特別利用	6	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1
貸出	26	1	2	3	6	1	1	3	1	1	2	4	1
うちれきハコ	15	0	1	0	4	0	1	2	1	1	2	2	1
貸出の延長	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※貸出を伴う特別利用 1 件には、特別利用、貸出の 2 件の申請を含む。

② 特別利用料収入

平成 21 年度に指定管理者制度の導入にあたり、条例を見直した際に、営利目的の「特別利用」について、1 回あたり 5,140 円を課することとしている。ただし、営利目的の利用以外は減免されるため、年間の利用収入は次表のように多額ではない。

また、金額については、有料の他県施設を参考にし、平均値を目安にしたとのことである。平成 26 年度から、消費税率の変更などを考慮し、5,000 円から 5,140 円に変更されている。

項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
特別利用	61	65	63	62	96
貸出を伴う特別利用	2	2	0	1	6
貸出	28	37	26	20	26
歳入（円）	650,000	135,000	135,000	165,000	221,020

有料利用資料数	130	27	27	33	43
---------	-----	----	----	----	----

6) 貸出・特別利用

当施設では、貸出と特別利用を併せて管理しているため、報告書の記載も併せて行う。

① 受付

規則に定めた様式に記載し、申し込みが行われる。これを添付し、決裁を受ける。

② 監査手続き

平成 26 年度の特別利用の利用料調定簿から 1 件を抽出し、申請書等を閲覧した。

平成 26 年度の特別利用、貸出リスト 129 件から 4 件を抽出し、申請書等を閲覧した。

平成 26 年度の特別利用・貸出ファイルを閲覧し、有料であると思われるものについて、利用料が徴収されていることを確認した。

③ 監査の結果

これらは、全て規則に沿って行われていた。特別利用については、許可書を送付し、それを持参し、館内撮影などを行う。

貸出回収後に、申請書ファイルに綴られるが、許可番号順に綴られないので全てが戻されているか確認が困難である。また、貸出中は、担当者が確認等のために保管しており、何がどこに貸出されているかの確認は申請書ファイルでは出来ない。

④ 審査

特別利用に関しては、目的を問わないため、記載事項が規程に沿っていれば許可される。

館外貸出を許可する条件としては、

- ・博物館の業務に支障がない場合で、
- ・歴史文化に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、
- ・博物館資料の取扱い上の安全が確認できる

こととされているが、博物館資料については、歴史的な価値があるとはいえ、農具など、そのもの自体の価値はそう高価とはいえないものも多く、小学校への貸出など、厳密には取扱い上の安全が確保されている、とも言いがたいものがある。しかし、「伊予・愛媛の歴史や文化に親しんでいただく」という博物館の目的に沿って、貸出対象の内容によって、弾力的な運用をしている。

貸出時には、許可書に基づき、借用者が博物館に出向き、担当学芸員と資料の状態を確認後、梱包の上輸送する流れで行われているが、れきハコについては、資料がそのまま専用の箱にパッケージされているため、借用者が博物館に取りに来るか、要望によっては担当学芸員が資料を送付することもある。その場合、送付料等は、利用者が負担する。いずれの場合も、貸出資料が破損した際などには、貸出条件に記載し、借りた者に原状回復等の責任を負わせている。

れきハコなどは、資料の台帳を見ると、制作費がわかるものなどのほかは価格の見積もりが困難であるもの、例えば農具であれば 1 件 1,000

円などと評価額を決め、台帳に記載している。

非常に貴重な品物については、貸出自体の可否も慎重に検討され、また輸送方法も指定し、損害保険も付されると思われる。

一方、れきハコでの貸出は、厳重な管理を前提としない資料に限定され、所蔵品のほか、貸出のために特に用意した品物も含まれる。

取得価格が明確なものでも、消耗品として捉えれば、いつかは破損するものであり、たまたま借り出したときに寿命が尽きたものについては、原状回復を求めることは不適當である。しかし、教師等の不注意により子供同士が取り合っただけで破れた、など、使用方法に問題があった場合には、原状回復を求めるべきであろう。

(意見) 歴史文化博物館の貸出所蔵品等の破損時の取り扱いについて

歴史文化博物館では、収蔵する多くの博物館資料を活用してもらうための貸出教材キットとしてパックしたものを「れきハコ」として貸出しているが、貸出中に破損した際の取り扱いを明確にしておくことが望ましい。

(意見) 「れきハコ」の貸出及び実績の把握について

県の同種の施設である総合科学博物館では、「れきハコ」と同種の貸出セットについて、規則上の貸出(愛媛県総合科学博物館管理条例第15条及び20条)には当てはまらない物品を、別途管理している。「れきハコ」と異なる点は、学芸員の手作りによるセットが多いことといえるが、目的や用途は類似している。「れきハコ」には、所蔵品も含まれるとはいえ、貸出のために特に用意した品物も多く、簡易な手続きによる貸出の実施検討が望まれる。

また、総合科学博物館では、貸出後に、実績の提出を求めており、参加人数や何に使われたか、破損の有無などを記載しているが、歴史文化博物館では、任意の「使用に関するアンケート」をお願いするに留まっている。更なる「れきハコ」の有効活用に役立てるため使用後の感想や使用中の写真なども加えた実績の提出を検討することが望まれる。

申請書には目的が営利か非営利かを記載する欄があるが、申請者は営利・非営利の判断基準を知らず、記載していない場合がある。

これらについて、厳密に言えば、条例等に沿った申請が行われていないことになるが、博物館により、条例等に沿っているかを貸出時に判断して決定されるため、実務上の問題は生じない。

資料の利用促進という点からも、利用者の連絡先や特別利用の利用目的など、必要情報が記載されていれば受け付けることが望ましい。とはいえ、条例等に定めた記載が欠けたまま、承認していることにもやや問題がある。

(意見) 歴史文化博物館の特別利用及び館外貸出にかかる申請書等の記載要件について

愛媛県歴史文化博物館では、所蔵品の貸出申請等があった場合、記載内容のチェックを行っているが、申請書中の利用目的が営利目的か非営利目的かを記載する欄が空欄のまま受理しているものがある。

これは、実際の審査の際に判断可能であり、実務的に問題が発生しないため、不問としているとのことであるが、空欄のまま承認しているのは、問題があると考えられる。

このため、館外貸出及び特別利用の申請書等の記載要件が欠落しないような、チェック体制の構築が望まれる。

特別利用の中には、原版をデータで提供するものがある。また、博物館内で資料の映像をとり、それを図書や番組に利用することも多い。

これらは、利用目的を明記して許可しているとはいえ、利用者に資料の情報が保管されるため、他の目的に使用される可能性がある。

(意見) 歴史文化博物館の特別利用における目的外使用の取扱いについて

愛媛県歴史文化博物館の特別利用の対象となる所蔵品には、電子データによるものもある。このため、当該利用以外での目的外使用が可能となっているが、このことに対する対応は行われていない。

このため、特別利用の申請書に、他の目的では使用しない旨の宣誓文を記載するとともに、他目的の利用が発覚した場合の取扱いを検討することが望まれる。

特別利用の目的は、放送に利用する、研究に利用するなどであるが、利用の結果作成された冊子などについては高価なものもあり、必ずしも成果物を入手していない。映像についても、資料として保管することが望ましいものもある可能性がある。

(意見) 歴史文化博物館の所蔵品の特別利用に係る実績について

愛媛県歴史文化博物館の収蔵品が雑誌・書籍に掲載される場合、特別利用が適用されるが、特別利用者が掲載後の書籍等を送付してくる場合以外には、掲載の状況を確認していない。愛媛県歴史文化博物館資料特別利用取扱要綱第4条第8号及び第9号では掲載物等の提供が特別貸付の際の順守事項として位置づけられているため、掲載物等の提供について、確実な実施が望まれる。

なお、完成品が相当高価であるなど、寄贈が困難な場合は、掲載ページのコピーを提出してもらおうなどの対応も合わせて検討するとともに、送付された完成品やコピーについては、リストアップして資料として保管することが望まれる。

⑤ 館外貸出に関する管理

貸出については返還時の検品に関する管理にやや不十分な点がみられる。

(意見) 歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出品の回収について

愛媛県歴史文化博物館では所蔵品の館外貸出にあたり、伺書等により承認されたうえで担当者によって貸出されているが、回収については、全てが予定どおり回収されたかどうかを確認できる仕組みになっていない。

これについて、次の点について、改善が望まれる。

- ・貸出につき、回収予定日も記載した一覧表を作成し、回収日時を記入し、回収管理を行うこと。
- ・回収時に、破損が無いかなどのチェックは行われているが、これを要綱化し、チェックすべき点とチェックしたことが明らかになるチェックリストなどの様式を作成する。
- ・回収後には、特別利用・貸出に関するファイルに綴られているが、管理システムの受付番号順にファイルすることが望ましい。
- ・また、資料の現物は、年度末に資料管理簿と照合されるが、照合した台帳は、すぐに破棄されている。少なくとも、次の現物照合まで保管し、照合したこととその内容が確認できる状況にすることが望まれる。

(意見) 歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について

愛媛県歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出については、愛媛県歴史文化博物館管理条例第20条第1項で、「歴史文化に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められる」という要件が付されている。

貸出時には、企画内容の提示を受けているが、返還後、当要件にかかる効果の検証は行われていない。

貸出の要件となっている以上、効果の検証を行うことが望まれる。
なお、以後の貸出等の参考とするためにも検討結果については、相当期間の保管をすることを検討することが望まれる。

24. 美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録：文化財保護課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

我が国では、危害予防と安全確保の観点から、「銃砲刀剣類所持等取締法」（以下「銃刀法」と呼ぶ。）により銃や刀剣類の所持は原則禁止されている。しかしながら、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値ある刀剣類（以下「銃砲刀剣類」と略。）については、都道府県教育委員会の登録を受ければ、例外的に所持等が認められる。

銃砲刀剣類の取締は都道府県公安委員会が行うが、美術的、骨董的な価値判断を要する当登録事務は、都道府県教育委員会が実施する。

登録の手続きは、国の定めた銃砲刀剣類登録規則、通知等に基づき行われており、愛媛県では、特に要綱等は設けていない。

平成 26 年度の銃砲刀剣類登録累計数と、人口当たりの登録数を比較すると、次表のようになり、愛媛県の人口当たり刀剣数は、全国に比べると多いが、四国の中では平均的である。

	累計登録数	人口千人当たりの刀剣等の数	人口(千人)
愛媛	52,690	36.9	1,426
徳島	29,812	38.4	776
香川	31,934	31.8	1,005
高知	34,270	45.9	747
四国	148,706	37.6	3,954
東京	311,255	23.4	13,297
大阪	126,643	14.3	8,868
全国	2,621,884	20.4	128,226

※「人口千人当たりの刀剣等の数」は小数点以下第2位を四捨五入

「人口」は、「総務省.平成27年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別）」を千人未満切捨て

2) 根拠法令等

銃砲刀剣類所持等取締法、同法施行令、銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則）

3) 許認可の内容

銃砲刀剣類の所持を希望する者は、住所地の都道府県教育委員会に登録申請を行う。都道府県教育委員会は、登録審査委員の鑑定に基づき、美術品若しくは骨董品として価値があると認められるものを登録する。

4) 担当部署 文化財保護課

5) 類似の許認可

猟銃所持の許可が類似するが、本来の銃砲の用途に用いることへの許可であり、性格は異なる。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

		年度		H22	H23	H24	H25	H26
		申請	登録	186	133	155	167	145
刀 剣 類	新規	登録	登録不可	172	122	148	147	133
		14	11	7	20	12		
		登録証の再交付	27	29	31	23	27	
	登録証の返納	19	59	32	47	45		
	製作承認	20	8	13	9	3		
	年度末登録累計数	49,457	49,579	49,727	49,874	50,007		
			年度		H22	H23	H24	H25
銃 砲	新規	申請	登録	23	14	18	14	10
		23	14	7	14	10		
		0	0	11	0	0		
	登録証の再交付	1	2	2	1	3		
	登録証の返納	0	0	0	3	1		
	製作承認	-	-	-	-	-		
	年度末登録累計数	2,638	2,652	2,659	2,673	2,683		

2) 手数料収入

登録申請手数料は 6,300 円、登録証の再交付手数料は 3,500 円である。これらの額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、愛媛県手数料条例で定めている。

3) 許認可事務に要する時間

登録審査のほか、再交付、登録証の返納、警察機関や他都道府県等からの登録照会に対する回答なども含めると、1日当たり3時間程度と思われる。

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

銃砲刀剣類を発見した場合は、所轄の警察署に届出なければならない。製作される美術刀剣類に比べ、発見され登録される刀剣類の数が圧倒的に多いことは意外であるが、「物置から出てきたり、相続時に発見されることが多い」とのことである。届出者が引き続き所持を希望する場合には、警察署から県教育委員会へその旨が通知される。これに基づき、県教育委員会は届出者に銃砲刀剣類登録審査会の日時、必要書類等を連絡して登録審査会の場で所定の書類が添付されていることを確認し、登録申請書等を受理する。

2) 審査

① 概要 登録の可否は、専門家による鑑定に基づき決定される。

② 対象・抽出方法

平成 26 年度の登録のうちの申請 1 件について、鑑定に基づき登録されていることを確認した。鑑定の際の審査表には、登録が適格か否かを記載する欄はない。このため、「その他の特徴」欄に登録対象外と記載することで、不適格であることを示している。一方、適格と判断されたものの審査表には、適格という記載はない。審査表の中に、登録適格であったか不適格であったかが明瞭に表示されることが望ましい。

(意見) 美術品として価値のある銃砲刀剣類の鑑定の際の審査結果について

美術品として価値のある銃砲刀剣類の所持については、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項の規定により登録することが必要であるが、登録については同条第4項の規定により、鑑定に基づいてしなければならないこととなっている。

県では、法令等に基づき事務を処理しているが、鑑定の際に作成される審査表には登録適否に関する明確な記載がされていない。

このため、審査表に登録適否の欄を作成するか、欄外に押印することなどの方法により、審査員が登録を適格としたか否かの審査結果を、明確に記載することが望まれる。

なお、登録が適格とされた銃砲刀剣類の審査表には登録記号番号が記載され、登録不可のものには登録記号番号が記載されないことから、審査表を見ると登録適否の結果は分かる。

3) 公安委員会への通知

県教育委員会は銃砲刀剣類を登録した場合は、銃刀法により県公安委員会へ通知しなければならないが、適切に通知されていることを確認した。

4) 登録抹消

登録されている銃砲刀剣類の所持を希望しなくなった場合には、所持していた者から登録証を県教育委員会へ返納させる。県教育委員会では、返納の理由等を確認し、登録原簿に登録証を添付して専用ファイルに綴る。

なお、銃砲刀剣類は警察署に所持していた者が持参すれば、破棄してくれるとのことである。

また、銃砲刀剣類を輸出する場合は、文化庁に古美術品輸出鑑査証明の申請がなされると同庁により県教育委員会へ輸出監査証明が通知される。

① 監査手続き

平成26年度の登録証の返納3件について、返納の理由が確認されていること、その理由が妥当と思われること、登録証が登録原簿に添付され登録抹消ファイルに綴られていることを確認した。

5) 美術刀剣類の製作承認

美術刀剣類を製作するためには承認が必要で、美術刀剣類の製作者(刀匠)は、愛媛県内に4名とのことである。刀匠が最初に刀剣を製作する場合には文化庁が承認し、2振目以降は、都道府県教育委員会が承認する。

刀匠は製作に入る前に、製作予定の種別、数、製作期間等所定の事項を記載した美術刀剣類製作承認申請書を県教育委員会へ提出し、承認を受けた後に製作を開始する。

製作を完了した場合は、美術刀剣類製作完了報告書を県教育委員会へ提出するとともに、製作した刀剣類の登録を申請し、登録された後、売却等が行える。

① 監査手続き

平成26年度に製作申請された3件について、申請書を閲覧し、台帳と照合した。

承認された製作予定期間と、実際に製作を完了する日とは必ずしも一致しないが、予定日を大きく経過して完了報告が行われていない場合には、県担当者は製作者に進捗状況や今後の予定を確認するとのことである。

(意見) 美術刀剣類製作の中止について

美術刀剣類の製作をしようとする場合は、銃砲刀剣類所持等取締法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき都道府県の教育委員会の承認を受ける必要があるが、中止する場合の取扱いについては法的に定められていない。

このため、愛媛県では、美術刀剣類の製作を中止する場合、文化庁の指導を踏まえて届出の提出を求めている。

この手続き自体は妥当なものとなっているが、届出に対する県の処理マニュアル等は策定されていない。

このため、県の処理マニュアルの作成について、検討が望まれる。

6) 継続管理

約 5 万件の銃砲刀剣類の登録情報は、国が定める紙媒体の「登録原簿」台帳を備えるほか、愛媛県で作成したエクセルファイルによりデータ管理されている。

登録原簿を閲覧したところ、博物館などに保管されている銃砲刀剣類よりも、個人で所持しているものが圧倒的に多い。昭和 27 年に個人名で登録され、その後、所有者変更が全く行われていない刀剣類も多数あるが、これらのほとんどは、所持者が変わっていると思われる。古物商などを通じて売買する場合には、登録証を確認し、所有者変更が届出されるものと思われるが、それ以外の場合には、必ずしも所有者変更が届出されているとは限らない。

また、当初愛媛県で登録された銃砲刀剣類は、他県に売却しても、登録は愛媛県のままで、登録証が銃砲刀剣類に附随して移動する。新所有者から所有者変更の届出があると、県教育委員会は都道府県公安委員会に通知するので、警察部署では管内にある銃砲刀剣類の所持情報を持つが、都道府県教育委員会は、他県から持ち込まれた銃砲刀剣類の移動情報は持たない。ただし、都道府県教育委員会が行う登録事務に関し、特段の支障はないと思われる。

5 万件の登録刀剣類につき、継続して現況を反映されるように管理することは困難である。また更新制度も設けられていないことから、登録事務以上の管理は求められていないとも考えられる。

(4) まとめ

銃砲刀剣類は、もともと武器として用いられるものであり、また、人を殺傷する機能を有しており、日本では所持自体が原則禁止されている。しかし、美術品として価値ある銃砲刀剣類は、都道府県教育委員会への登録により例外的に所持を認める制度である。

しかし、愛媛県の登録銃砲刀剣類は 5 万件を超えており、登録原簿を閲覧したところ、長期間所有者変更されていないものも多く目につく。登録時から所有者の変更がないものには必要な手続きが行われていないものもあると思われる。

これらについては、銃刀法第 32 条の 3 号の規定により、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金という処罰の対象になり得るものもある。

(意見) 都道府県教育委員会に登録されている銃砲刀剣類の所有者について

都道府県教育委員会に登録されている銃砲刀剣類は、例外的に所持が認められているものであるが、台帳を閲覧すると、個人名義であっても数十年間など長期間変更のないものもあり、所有者変更の届出が行われていないものもあると思われる。ホームページで所有者変更を呼びかけることなどについて、検討が望まれる。

また、登録上は個人名で登録され、所在地が神社とされているものも見られる。これらの多くは、宗教法人の代表者として記載されたものであり、所持者が法人であるのか、又は個人であるのかが分かるようしておくことが妥当であると思われる。

25. 国指定「史跡名勝天然記念物」の現状変更等の許可：文化財保護課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

第二次世界大戦と戦後の社会的混乱で文化財の散逸が続き、昭和 24 年 1 月の「法隆寺金堂壁画」の焼損を契機として文化財保護法が制定され、昭和 25 年に施行された。同法は、文化財を保存するだけでなく、活用することについても目的としている。同法に基づき、国の「史跡」（古墳、城跡等）、「名勝」（庭園、溪谷等）、「天然記念物」（動物、植物等）に指定されると、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）に制限が課される。愛媛県内の平成 27 年 12 月末現在の国指定記念物の件数は次のとおりである。

区 分	件数
史跡	14
名勝	10
天然記念物	13
合 計	37

2) 根拠法令等 文化財保護法、文化財保護法施行令

3) 許認可の内容

史跡、名勝、天然記念物として指定された文化財に関し「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、文化庁長官の許可を受けなければならない。このうち、維持の措置や非常災害のために必要な応急措置、保存に及ぼす影響が軽微なものについては、許可が不要とされている。許可が必要なもののうち、重大な変更でないものは、政令により、市教育委員会又は県教育委員会が許可することとされており、「重大な変更」でないことの判断基準は「3 か月以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築・除却」など例示されているが、判断が難しい場合は文化庁の担当部署と協議し手続きを行っているとのことである。

4) 担当部署 文化財保護課

5) 類似の許認可

県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 自然保護課の特定希少動植物捕獲許可

(2) 許認可事務の推移等

1) 許可件数等

許可区分	H24	H25	H26
文化庁	25	21	16
県	9	7	8
市 ※	96	116	136
合 計	130	144	160

※ 史跡「松山城跡」の指定区域に含まれる堀之内公園で多数イベントが開催されており、その現状変更等に係る許可は松山市がするため、件数が多くなっている。

(3) 許認可事務の検証

1) 平成26年度の許可のうち国指定天然記念物「カンムリウミスズメ及びカラスバト」の現状変更等許可申請、史跡「等妙寺旧境内」の現状変更（環境整備）許可申請について、申請書に必要事項が記載されていることが確認され、許可されていることを確認した。

当許可は、個別に判断基準が異なるため、チェックリスト等は作成されていないが、申請書の項目が審査すべき点を網羅している。なお、現状変更等が完了した時は、許可を受けた者から完了報告書の提出があり、その確認をしていることを確認した。

(意見) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可にかかる本人確認について

文化財保護法第125条に基づく史跡、名勝、天然記念物として指定された文化財における現状変更等の許可は、許可内容と相違した場合などには、罰則規定が適用される可能性もあるが、申請者の本人確認については、十分に行われていない。

実際の受付等は市町教育委員会が行っているとのことであるが、必要に応じ、許可を受けた者の本人確認手続きが行われるような事務手続きについて、検討が望まれる。

2) 継続管理

当許可は、申請されたものについては、十分に検討されたうえで許可しているが、許可を得ない現状変更等がないかについては、市町の教育委員会や愛媛県文化財保護指導員の巡視により点検されている。文化財保護指導員は、各教育事務所から推薦され、担当地域を割り振り委嘱されている。報酬月額が8千円で別に旅費が支給され、月に2回程度巡視業務を行う。これらは、県の実態で定められている。文化財に精通した者が委嘱されているが、報酬面ではボランティア的な要素も見られる。

巡視報告を閲覧したところ、丁寧に記録されているもの、概要を記載しているものなど、個人別に記載方法は異なるが、必要事項は記載されていた。巡視報告によると、指摘としては要補修、要確認の記載が多く、これに基づき県で文化財の所在する市町担当者に連絡するなどの対応を行っているとのことである。

(意見) 文化財の巡視報告にかかる事務処理について

文化財の継続管理のための巡視報告に記載された事項のうち、補修や確認を要するものについては、県から市町担当者へ連絡するなどの対応を行っているが、処理内容を付箋で張付しているだけであり、散逸の恐れがある。

このため、対応要否の検討と連絡記録、市町での対応の確認までの記録を別葉で作成することが望まれる。

巡視報告は、個人情報も含まれており、公表は難しいと思われるが、丁寧に記載されたものの中には、文化財の空気を伝えるものである。実際に、中予教育事務所では、巡視状況を取りまとめ印刷物にしている。

文化財保護指導員は、詳細に文化財を把握していることから、引継ぎ時に、個々の知見を承継することは重要で、中には、「退職に際し、後任者を連れて文化財を巡回した」という記載もあり、巡視報告を承継するなど、引継ぎ方法を工夫する必要があるようにも思われる。

26. 美術館施設の使用許可：美術館

(1) 許認可の概要

1) 経緯

愛媛県美術館管理規則により、美術館施設の中で、展示室や県民ギャラリー、講堂、研修室を、県民などが使用できる施設として指定している。

2) 根拠法令等 愛媛県美術館管理規則 愛媛県美術館使用料条例

3) 許認可の内容

貸館事業は、展示室等を一般県民が利用する事業であり、施設本来の目的に沿った使用許可である。美術館は、直営で運営されていることから、使用許可を県（美術館）が行っているが、県施設の多くが指定管理者による管理に移行したため、県が使用許可を行う施設は少なくなっている。

4) 担当部署 美術館

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

使用の多寡により、美術館施設が有効利用されているかが評価される。さらに美術館の目的に沿った使用が多いことがより望ましい。

2) 使用料収入

使用する施設や期間に基づき対象ごとに決定されている。なお、使用許可により実施される展示や講演会等の入場料が有料か無料かによっても使用料が異なる。

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

申し込み開始期間は、施設により、1年前からなどと決められている。

展示室と県民ギャラリーは、毎月1日（1月は開館初日）に開催される利用者による貸館会議で調整し、使用希望が重なる場合は、希望者が話し合いで調整し、調整ができない場合は抽選により、決定する。

なお、講堂・研修室は先着順で決定する。使用希望者は、必要事項を記入した使用申込書をファックス等で送付する。

使用希望の1か月程度前に正式に使用許可申請書を提出する。

2) 審査

申請書が提出されると、使用目的等を確認し、美術館の秩序を乱すおそれがあるなど、規則第10条に定められた許可しない基準に該当しないことを確認し、使用許可書を交付する。

① 監査手続き

申請書ファイルを閲覧し、不適當なものがないことを確認した。

3) 取下げ

仮予約後に取り下げの場合には、電話連絡などによりキャンセルされることがある。正式に申し込み手続きを取り、使用料を支払った後に取り下げ（キャンセル）する場合は使用料を原則として返還しないが、ほとんどが使用料支払前のキャンセルである。

（意見）美術館施設の使用許可のキャンセル時の事務について

美術館施設の使用許可については、仮申し込みとしてファイルされているもののうち、電話連絡などによりキャンセルされているものが数件あるが、誰がいつキャンセルの連絡をしてきたものか、また美術館の誰がキャンセル処理したかが明確でない。

そのため、キャンセルが誤りであるという主張をされた場合に対応が困難である。利用希望が重なっているものなどもあるため、トラブルが発生する可能性がある。

電話受付の様式を作成し、仮予約表にそれを添付するなど、記録を作成し、保管することが望まれる。

4) 却下 取り消し 実績なし。

5) 継続管理

使用許可期間が終了した時点で撤去されるため、該当なし。

担当部署によると、同じ団体が毎年使用するものも多いとのことである。特定の団体が突出して使用している場合、公共の施設であることを考えると不適當な場合も想定されるが、現状では特定の団体に偏っているわけではなく、特に問題がないとのことである。

使用履歴につき、利用日数が多い上位団体の利用状況をまとめるなど、簡単なものでも管理することも考えられる。

27. 愛媛県学力向上5か年計画：義務教育課

(1) 計画の概要

1) 体系

平成 22 年の学力・学習状況調査の結果、全国の中での順位が低下したことから、学力・学習状況調査の結果の分析などをもとに、愛媛県学力向上戦略会議に諮りながら、平成 24 年度に策定された。平成 24 年度から 5 年を計画期間とする愛媛県独自の計画である。

2) 目的 学校教育の質の保証・向上。

3) 他の計画との関連

愛媛県長期計画の基本政策Ⅲの実現のための実施計画として策定されている。

4) 内容

策定時の会議資料によると、愛媛県と全国の平均正答率は次のように推移している。

	科目	H19	H20	H21	H22	H24	平均
小学校	調査形態	皆調査			抽出調査		
	国語A	0.5	△0.7	0.5	△0.4	△0.9	△0.2
	国語B	0.0	△0.2	△0.1	△0.4	△0.2	△0.2
	算数A	0.5	△1.0	0.6	△0.9	0.0	△0.2
	算数B	0.0	△0.9	△0.5	△0.9	0.6	△0.3
中学校	国語A	1.1	0.5	0.8	0.2	1.5	0.8
	国語B	0.0	0.0	1.0	△0.5	0.1	0.1
	数学A	0.6	1.8	1.1	1.1	2.0	1.3
	数学B	2.3	2.3	1.5	1.2	1.7	1.8

指標を、平成 28 年度の全国学力・学習状況調査において全国トップ 10 入りとしており、その達成のための課題を次の3つとし、これらを「組織力」「授業力」「省察力」の3つの力で解決していくとし、それぞれについて、県と市町の取組みを記載している。

- ・全ての教科の基礎となる国語力、特に読解力に課題
- ・中学校に比べて小学校に課題がある
- ・全国と同様に、活用する力に課題がある

また、行動計画として、平成 25 から 26 年度で PDCA サイクルを確立するなど、行程表を示している。

5) 計画策定の財政面での効果 特になし。

6) 計画に係る歳出 計画の策定により、特別に予算組される事業はない。

7) 計画の公表 ホームページで公表している。

(2) 内容の検討

1) 事業

義務教育については、教員は県職員であり、小中学校は市町が設置者であることから、当計画に沿って、役割分担を明確にして指標達成に取り組んでいる。

2) 成果の検証

当計画の指標は、平成 28 年度の全国学力・学習状況調査で全国 10 位以

内と設定されている。

これらの調査は毎年実施されており、平成 24 年度から 27 年度の推移は次のとおりである。

	科目	H24	H25	H26	H27
小学校	国語 A	△ 0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.1
	国語 B	△ 0.2	1.3	1.7	2.3
	算数 A	0.0	0.4	△ 0.2	△ 0.1
	算数 B	0.6	2.6	△ 0.6	2.9
中学校	国語 A	1.5	0.1	0.9	1.2
	国語 B	0.1	△ 0.2	1.8	0.7
	数学 A	2.0	0.8	1.3	1.0
	数学 B	1.7	2.5	3.1	1.6

毎年の結果は分析され、ホームページで公表される。

全国での順位を指標とすることは、全国の他の都道府県の状況によっても変わることから、適当なものかという疑問があるが、文部科学省の当調査結果についての公表資料を見ると、全国平均と比べて各都道府県の弱い点に対して対策することにより、全体のレベルを上げていくという手法をとっているように思われ、愛媛県の方法も当調査の目的に沿ったものと考えられる。

(意見) 愛媛県学力向上 5 か年計画における指標の設定について

県では愛媛県学力向上 5 か年計画で、平成 28 年度全国学力・学習状況調査においてトップ 10 入りを指標としている。

しかしながら、学力・学習状況の結果は相対的なものであるために、年によってまちまちでの結果となっている。

このため、28 年度の順位を指標とするよりも、28 年度に向けた趨勢を指標にすることが妥当であるように思われる。

また、計画終了後に行う当計画の実施結果の評価にあたって、この点を考慮の上、記載することが望まれる。

なお、毎年の分析結果について、当計画が掲載されている愛媛県ホームページからリンクできるページに掲示することが望まれる。

28. 狩猟免許及び登録：地方局森林林業課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

当免許及び登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県が実施する事務である。同法は、もともと乱獲からシカや熊などの野生動物を保護することや、狩猟自体が危険であることなどから、狩猟者に対して免許や登録制度を設けたり、狩猟可能な地域や時期を指定するなど、野生鳥獣の保護や狩猟に関する規制を主目的として制定されたものであり、道具を使って野生動物を捕獲するためには同法に基づく免許が必要である。免許は、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の4つに区分され、最も数が多いのはわな猟であるが、複数の種類の免許を持っている者もいる。

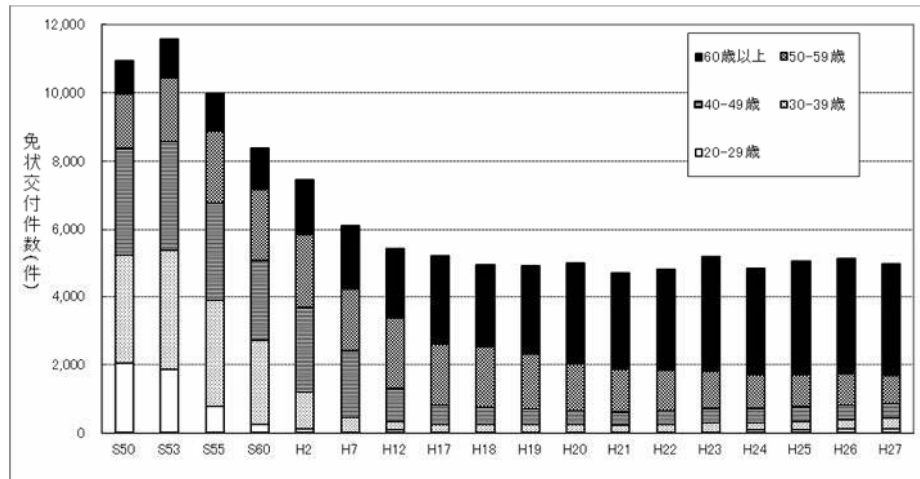
また、実際に猟をするためには、毎年の猟期の前に登録する必要がある。これも、都道府県が行う事務であり、免許の種類ごとに登録する。これらは、各地方局森林林業課ごとに実施される。愛媛県の平成26年度の人数は次のとおりで、第二種銃猟で登録率が100%を超えるのは、第一種銃猟免許所有者が登録するためである。

項目	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	単純合計
試験(合格者)	1	248	74	6	329
免許保有者	49	2,418	2,530	78	5,075
登録者数	6	1,711	2,033	98	3,848
登録率	12.2%	70.8%	80.4%	125.6%	75.8%

また、狩猟免許所有者の推移を見ると、高齢化が進んでいることがわかる。

年度	18,19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	総数	
昭和	50		2,036	3,167	3,147	1,589	972	10,911
	53		1,828	3,482	3,245	1,874	1,111	11,540
	55		765	3,115	2,874	2,112	1,107	9,973
	60		231	2,452	2,341	2,114	1,221	8,359
平成	2		107	1,064	2,499	2,154	1,618	7,442
	7		57	388	1,961	1,786	1,891	6,083
	12		65	241	988	2,039	2,032	5,365
	17		51	191	530	1,819	2,581	5,172
	18		44	194	493	1,760	2,402	4,893
	19		37	199	446	1,605	2,598	4,885
	20		32	185	405	1,378	2,947	4,947
	21		30	177	385	1,236	2,828	4,656
	22		36	190	396	1,197	2,945	4,764
	23		49	225	419	1,099	3,357	5,149
	24		59	234	408	984	3,106	4,791
	25		68	250	431	929	3,316	4,994
	26		97	261	422	921	3,374	5,075
	27	0	99	315	433	798	3,274	4,919
	0.00%	2.01%	6.40%	8.80%	16.22%	66.56%	97.00%	

※総数は述べ人数



2) 根拠法令等 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 27 年改正前の名称）

3) 許認可の内容

制度、獣、猟に関する知識が充分であり、猟具の使い方にも習熟していることを試験により確認し、免許を与える。猟銃の免許の交付を受けるためには、猟銃所持許可も必要である。許可の有効期限は3年であり、更新する場合は、適性検査を受ける。

毎年猟期の前に登録を受け、登録された種類の猟ができる。

4) 担当部署

各地方局森林林業課が担当する。猟区や猟期は、自然保護課が決定する。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

項目		H24	H25	H26
試験	合格者数(人)	287	310	329
	合格率(%)	82.7	80.1	82.0
免許	年度末人数	3,961	4,108	4,129
登録	登録者数	3,902	3,843	3,848

狩猟者の高齢化が全国的に問題とされている。

2) 手数料収入

試験（1種類）5,200円が原則 更新 2,900円 登録 1,800円ただし登録時には狩猟税が別途必要。県証紙及び納税証明の貼付によるため、未収入金は発生しない。

(3) 許認可事務の検証

1) 試験

試験問題は、自然保護課が作成する。試験は地方局森林林業課で、8月と9月の2回開催される。

健康診断書あるいは銃免許のコピーと写真、受験料分の証紙を貼付して、地方局森林林業課に提出する。

採点につき、実技については、チェックポイントを設け、県の職員が複数人で評価する。採点もダブルチェックの痕跡があり、集計等もおおむね

適正に行われていたが、誰が採点したのかは不明瞭である。このため、同じ者が2回チェックしたのか、複数人がチェックしたのかについて、後日明確に示すことができない。

① 監査手続き及びその結果

平成26年度の南予地方局森林林業課、今治支局森林林業課の試験について、試験結果を照合した。二重にチェックされているが、点数の集計誤りが一件見られた。なお、この集計ミスは軽微であり、合否には関連していなかった。これは技能試験のうち、動物が狩猟可能か、狩猟可能獣についてはその名称を記載させる筆記部分であった。

(意見) 狩猟免許試験の採点について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条で規定する狩猟免許試験の採点について、次の点について、検討が望まれる。

- ・ 答案用紙には必ず点数を記入し、点数の集計と合わせて二重にチェックする。
- ・ 採点に際しては、採点者名を押印するなど、採点者が誰かを明確にする。
- ・ 技能の実技部分については、複数の試験官が評価するが、その結果は、一枚の評価用紙に合議の結果として記載されている。複数者で審査したことを示すためにも、それぞれが記載した個別票を作成し、その結果を合計して採点する方法に改める。

また、その場合、評価者により評価が大きく異なる場合には、評価理由を合議することが望まれる。

2) 免許

狩猟免許は、その都度作成され、知事公印の押印手続きを経て発行される。

① 監査手続き及びその結果

5名を抽出し、所定の添付書類が添付され、審査されていることを確認した。

平成26年度の免許更新申請書を閲覧し、審査のうえ、狩猟免許の発行手続きが行われていることを確認した。

3) 登録

毎年猟期の始まる前に、狩猟登録を行う。各地方局森林林業課で事務を行うが、どこで登録しても、愛媛県内の全ての猟区で猟ができる。登録に当たっては、申請する猟種と狩猟免許、猟銃免許等を照合し、損害賠償能力に関する証明書を確認する。

① 監査手続き及びその結果

平成26年度の登録申請ファイルを閲覧し、10件の申請書を抽出し、免許書及び銃の所持許可書と照合された証跡があること、損害賠償能力に関する書面(猟友会の保険が主)が貼付されていることを確認した。

確認後、割り印をした登録証と狩猟マップを交付する。登録証には、裏面に狩猟実績を記入する欄が設けられており、猟期が終わると回収のうえ、狩猟実績を県のデータとして蓄積する。

登録書の回収状況を確認したところ、全て回収されているとのことであるが、南予地方局森林林業課では、すでに廃棄されていたため、確認できなかった。

1年ごとに更新されるものであり、回収できなくとも悪用は出来ないの
であるが、別項計画に記載したように、猟によるイノシシ、シカの捕獲数
は貴重なデータである。

なお、登録書、紛失届いずれも未提出の場合には、翌年の登録は認めて
いない。

4) 継続管理

免許は更新制度が有り、登録も1年ごとに行うため、その都度確認され
る。県に寄せられる苦情ファイルを閲覧したところ、狩猟違反や廃棄物処
理法違反と思われるものに関する対応を行っていた。

(4) まとめ

近年、イノシシやシカ、サルによる農林被害が発生している。別項計画で
示したように、県は第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、それによると
相当数を捕獲する必要がある。一方、狩猟者は全国的に高齢化し、数も減少
しており、各種計画にも狩猟者の増加が課題とされている。県の目標には、
狩猟免許取得者数を5千人台にする、というものもあり、当免許事務の重要
性は高い。

29. 県立自然公園特別地域内における許可：地方局総務県民課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

自然公園は、優れた美しい自然の景勝地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように、自然公園法に基づき、指定される。土地の所有にかかわらず、地域を指定する公園であるため、指定地域には、私有地も含まれる。愛媛県には、国立公園2か所、国定公園1か所及び県立自然公園が7か所あり、県はこのうち国定公園及び県立自然公園を所管する。

自然公園では、風致を保護するために、特別地域を定め、地域内で工作物の設置・改築や木材の伐採などを行う場合には、県の許可を受けることとしている。

このため、私有地上の木材の伐採や工作物の設置であっても、許可を必要とすることがある。ただし、自然公園という性格から、自然公園として指定した時点で、特別地域に居住施設等が多く存在することは考えられない。

また、展望所やキャンプ場、道路などのうち、利用計画に沿って整備される施設は、当許認可の対象外である。

2) 根拠法令等 自然公園法 愛媛県県立自然公園条例及び施行規則

3) 許認可の内容

特別地域内で工作物を新築・増改築する場合には、県地方局に許可申請（非常災害のための応急措置の場合は届出）を行う。県は、申請に必要な書類が揃っていることを確認のうえ、申請内容を県条例施行規則の要件に照らして自然公園の風致を損なわないものであるか検討し、損なわないと判断した根拠を添えて決裁を受け、指令書・許可通知を発送する。

許認可の多くは、通信用の電柱等の施設や自治体が設置する工作物であり、工事業者が制度を熟知しており、申請前に、工事内容等について問い合わせが行われることが多いため、この時点で許可できない旨通知した案件もなく、申請後に取下・却下した案件もないとのことである。

4) 担当部署 各地方局

5) 類似の許認可 該当なし。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

2) 手数料収入 該当なし。

3) 許認可事務に要する時間

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

特別地域内で、工作物の設置や伐採を行おうとする者は、地図などの必要資料を添えて申請書を提出する。県は、これに対して受付票等は発行しない。

2) 審査

① 概要 条例及び施行規則に定めた条件を充たしていることを確認

し、許可する。

許可項目は、17 項目設けられているが、このうち、動物捕獲の許可、湖沼及び湿原への排水等の3項目は、知事が指定した対象物に限定した規定であるが、知事指定が無いため、実際には該当する項目はない。

4日以内に担当者は審査を行い、適当と認めると決裁を受けたうえで、指令書・許可通知を発行する。なお、適当と認めず却下した場合、指令書・不許可通知を発行する。

② 対象・抽出方法

(南予地方局・中予地方局)

平成26年度の許可案件につき、ファイルを閲覧し、問題のある申請がないことを確認した。このうち、1件は始末書が添付されているが、四国電力が行う災害復旧工事に伴う届出の遅れについての始末書であり、不適当な開発が行われたというものではなかった。

一覧表から無作為にそれぞれ2件を抽出し、条例等に定めた資料が添付されていること、及び条例等に定めた審査項目が漏れなく適当に検討されていることを確認した。

3) 継続管理

① 許可事項の事後管理

特別地域内での、風致に影響する行為に関する認可であるため、工事等の終了後は、増改築等新たに許可が必要な行為が行われない限り、特に何も行われない。

② 無届の開発等

許可の実績を見ると、公的機関や電力、通信事業者など、自然公園の規制を知っている者がほとんどであった。一般の県民は、自然公園の区域内の地権者も含め、当制度に関して知っている者は少ないと思われる。許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ないで開発を行うこともあると思われる。

このような場合には、巡回調査により発見することもあると思われるが、自然公園は面積が広大であるため、全体の状況を正確に把握することは困難である。自然公園の指定から、数十年が経過しており、この点からも、自然公園の指定区域について、更なる現状把握に努めることが望まれる。

(意見) 自然公園の区域について(再掲)

自然公園の区域については、愛媛県県立自然公園条例第5条第1項の規定により知事が指定することとなっている。また、指定の解除及び区域の変更についても、同条例第6条第1項の規定により知事が行うこととなっている。

現在の区域は昭和31年から42年にかけて設定されたものであるが、区域を表す地図については、策定当初から変更されていない。

大まかな地形は変わらないにしても、数十年の期間が経過すれば区域の状況は大きく変わっていると思われる。

このため、地図情報を変更し、無届及び許可を得ない開発や新たな許可及び届出等に対し迅速な対応ができるようにすることが望まれる。

30. 有害鳥獣捕獲許可：自然保護課（地方局森林林業課）

(1) 許認可の概要

1) 経緯

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律は、計画の項に記載したように、もともと乱獲からシカや熊などの野生動物を保護することや、狩猟自体が危険であることなどから、狩猟者に対して免許や登録制度を設けたり、狩猟可能な地域や時期を指定するなど、野生鳥獣の保護や狩猟に関する規制を主目的として制定されたものである。

この法律に基づき、有害鳥獣については、許可を受けることにより、捕獲することができる。この許可事務は、市町に権限委譲されており、県では複数の市町にわたって行われる捕獲について、許可の対象としている。

許認可の内容を見ると、大掛かりな害獣捕獲業務が行われているわけではなく、電柱等につけられた鳥類の巣は、施設の維持管理のために除去するが、これに卵がある場合には、鳥獣の捕獲にあたることになり、当法に基づく許可が申請されている。

自宅のベランダに鳩が巣を作り、それを除去する場合にも、卵があれば当許可を市町に申請してから行うことが原則であるが、一般には認知されていないように思われる。

2) 根拠法令等 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

3) 担当部署 自然保護課（地方局森林林業課）

4) 認可数推移（県許可分のみ）

	H24	H25	H26
捕獲許可証交付件数	580	636	999

(2) 許認可事務の検証

1) 監査対象

中予地方局の事務について、平成 26 年度の許可一覧から申請書と結果報告が一致し、保管されていることを確認した。

申請数は 3 件であり、全て電気関連施設の保守に伴うカラス類の卵の捕獲に関するものであり、捕獲実績があるものは 3 件のうち 1 件のみであった。

2) 継続管理

許可期間が経過した後、許可した捕獲に関する報告書が提出される。

平成 26 年度の実績を見ると、前に記載したように、電力会社や通信会社の施設に関する鳥類の巣を除去する業務に関するもので、卵がある場合に許可が必要となることから、事前に作業範囲と期間について届け出を行っているものであり、期間終了後は、捕獲実績の報告を受ける。

(参考) 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見の一覧を参考事項として表形式で記載した。

指摘事項

番号	頁	部局		項目		区分
1	23	総務部 保健福祉部	私学文書課 子育て支援課	学校法人	私立学校からの提出書類の確認について	指摘
2	23	総務部 保健福祉部	私学文書課 子育て支援課	学校法人	私立学校への実地調査の結果について	指摘
3	58	教育委員会	高校教育課	高等学校	使用許可書の不服申立てにかかる教示について	指摘

意見

番号	頁	部局		項目		区分
1	12	県民環境部	循環型社会推進課	廃棄物処理センター	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの貸付金について	意見
2	16	県民環境部	循環型社会推進課	廃棄物処理センター	契約先の選定について	意見
3	20	総務部 保健福祉部	私学文書課 子育て支援課	学校法人	準学校法人に対する指導のあり方について	意見
4	23	総務部 保健福祉部	私学文書課 子育て支援課	学校法人	実地調査の対象法人の選定、頻度について	意見
5	24	総務部 保健福祉部	私学文書課 子育て支援課	学校法人	実地調査を受けない年度の法人に対するモニタリング体制について	意見
6	24	総務部 保健福祉部	私学文書課 子育て支援課	学校法人	法人監事との連携について	意見
7	27	総務部	私学文書課	公益法人	不明法人を除く清算未了の法人の対応について	意見
8	30	総務部	私学文書課	公益法人	法人が遵守すべき要件を満たしていない場合の対応に関するフォローアップについて	意見
9	39	県民環境部	県民生活課 (地方局総務県民課)	消費生活協同組合	決算関係書類等の受領について	意見
10	39	県民環境部	県民生活課 (地方局総務県民課)	消費生活協同組合	決算関係書類等の法定要件等の確認について	意見
11	40	県民環境部	県民生活課 (地方局総務県民課)	消費生活協同組合	定期提出書類を利用した監督について	意見
12	40	県民環境部	県民生活課 (地方局総務県民課)	消費生活協同組合	指摘事項が継続した法人に対する報告の徴収について	意見

番号	頁	部局		項目		区分
13	41	県民環境部	県民生活課 (地方局総務県民課)	消費生活協同組合	監事との連携について	意見
14	41	県民環境部	県民生活課 (地方局総務県民課)	消費生活協同組合	会計経理の確認について	意見
15	41	県民環境部	県民生活課 (地方局総務県民課)	消費生活協同組合	組合の経理能力の向上について	意見
16	46	経済労働部	経営支援課 (地方局商工観光室)	中小企業団体	設立や定款変更等の許認可手続きについて	意見
17	47	経済労働部	経営支援課 (地方局商工観光室)	中小企業団体	定期提出書類が提出されない場合のフォローアップについて	意見
18	48	経済労働部	経営支援課 (地方局商工観光室)	中小企業団体	担当部署の監督能力の向上について	意見
19	52	土木部	都市計画課	土地区画整理組合	組合の監督について	意見
20	56	総務部	総務管理課	行政財産目的外使用許可	行政財産目的外使用許可(許認可の内容)について	意見
21	57	総務部	総務管理課	行政財産目的外使用許可	行政財産目的外使用許可(減免)について	意見
22	57	総務部	総務管理課	行政財産目的外使用許可	行政財産目的外使用許可(手続き)について	意見
23	58	総務部	総務管理課	行政財産目的外使用許可	行政財産目的外使用許可(手続き)について	意見
24	58	教育委員会	文化財保護課	埋蔵文化財センター	行政財産目的外使用許可について	意見
25	62	総務部	広報広聴課	みきゃん使用許可	愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん使用許可(継続管理)について	意見
26	64	県民環境部	自然保護課	自然公園 公園計画	県立自然公園計画の公表について	意見
27	65	県民環境部	自然保護課	自然公園 公園計画	公園の指定区域について	意見
28	65	県民環境部	自然保護課	自然公園 公園計画	公園の指定区域について	意見
29	66	県民環境部	自然保護課	自然公園 公園計画	公園区域内の施設について	意見
30	66	県民環境部	自然保護課	自然公園 公園計画	利用状況の検証について	意見

番号	頁	部局		項目	区分	
31	69	県民環境部	自然保護課	第11次鳥獣保護管理事業計画 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画	第3次愛媛県イノシシ適正管理計画の実績確認の手法について	意見
32	70	県民環境部	自然保護課	第11次鳥獣保護管理事業計画 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画	第3次愛媛県イノシシ適正管理計画における生息地整備施策の検討について	意見
33	70	県民環境部	自然保護課	第11次鳥獣保護管理事業計画 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画	第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の実績管理の手法について	意見
34	71	県民環境部	自然保護課	第11次鳥獣保護管理事業計画 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画	第3次愛媛県イノシシ適正管理計画におけるモニタリングについて	意見
35	71	県民環境部	自然保護課	第11次鳥獣保護管理事業計画 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画	第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画におけるモニタリングについて	意見
36	71	県民環境部	自然保護課	第11次鳥獣保護管理事業計画 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画	効率的な事業実施体制について	意見
37	71	県民環境部	自然保護課	第11次鳥獣保護管理事業計画 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画	狩猟免許保持者について	意見
38	74	県民環境部	自然保護課	特定希少野生動植物捕獲許可	特定希少野生動植物捕獲許可に関する許認可事務の検証(審査)について	意見
39	74	県民環境部	自然保護課	特定希少野生動植物捕獲許可	特定希少野生動植物捕獲許可に関する許認可事務の検証(継続管理)について	意見
40	75	経済労働部	産業政策課(計量検定所)	計量に関する検定・検査	計量に関する検定・検査に関する手数料収入の見直しについて	意見
41	76	経済労働部	産業政策課(計量検定所)	計量に関する検定・検査	公印・証票等管理手続きの適正化について	意見
42	83	経済労働部	産業政策課	松山港地域物流マネジメント計画	松山港地域物流マネジメント計画の進捗状況の確認及び見直しの必要性について	意見
43	86	経済労働部	企業立地課	企業立地促進法に基づく基本計画	企業立地促進法に基づく基本計画の成果検証・公表方法の改善について	意見

番号	頁	部局		項目		区分
44	91	経済労働部	雇用対策室	松山地域雇用開発計画	松山地域雇用開発計画で設定した目標と成果の検証について	意見
45	99	経済労働部	労政雇用課	障害者就業・生活支援センター指定	障害者就業・生活支援センター指定後の継続管理について	意見
46	101	経済労働部	観光物産課	旅行者・旅行者代理業者登録等	旅行者・旅行者代理業者の登録要件確認の適正化について	意見
47	102	経済労働部	観光物産課	愛媛県観光振興基本計画	愛媛県観光振興基本計画で推進する施策を所管する県の担当部署を同計画に記載することについて	意見
48	102	経済労働部	観光物産課	愛媛県観光振興基本計画	他の観光関連計画を愛媛県観光振興基本計画へ反映することについて	意見
49	103	経済労働部	観光物産課	愛媛県観光振興基本計画	愛媛県観光振興基本計画に掲げた数値目標に対する成果の検証について	意見
50	104	経済労働部	観光物産課	愛媛県観光振興基本計画	観光振興イベント等の効果的な実施について	意見
51	106	経済労働部	国際交流課	えひめ国際化推進基本指針	えひめ国際化推進基本指針の改訂の必要性について	意見
52	106	経済労働部	国際交流課	えひめ国際化推進基本指針	えひめ国際化推進基本指針に基づき実施した取組成果の検証について	意見
53	108	経済労働部	国際交流課	外客来訪促進計画	外客来訪促進計画に基づき実施した事業成果の検証について	意見
54	109	経済労働部	国際交流課	外客来訪促進計画	愛媛県の観光振興における外客来訪促進計画の位置付けと役割分担について	意見
55	113	土木部	用地課	土地収用事業認定	土地収用事業認定制度の周知について	意見
56	116	教育委員会	生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画	愛媛県子ども読書活動推進計画の成果を表す指標の追加について	意見
57	116	教育委員会	生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画	愛媛県子ども読書活動推進計画の実効性について	意見
58	117	教育委員会	生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画	愛媛県子ども読書活動推進計画における目標設定について	意見
59	117	教育委員会	生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画	愛媛県子ども読書活動推進計画における達成困難な目標の取り扱いについて	意見
60	119	教育委員会	文化財保護課（美術館）	館外貸出及び特別利用の許可	美術館の収蔵品の館外貸出に係るチェックリストについて	意見
61	119	教育委員会	文化財保護課（美術館）	館外貸出及び特別利用の許可	美術館の収蔵品の50日を超える館外貸出について	意見

番号	頁	部局		項目		区分
62	120	教育委員会	文化財保護課（美術館）	館外貸出及び特別利用の許可	美術館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	意見
63	121	教育委員会	文化財保護課（美術館）	館外貸出及び特別利用の許可	美術館の所蔵品の特別利用に係る実績確認について	意見
64	122	教育委員会	生涯学習課（生涯学習センター）	館外貸出及び特別利用の許可	生涯学習センターの所蔵品の貸出について	意見
65	122	教育委員会	生涯学習課（生涯学習センター）	館外貸出及び特別利用の許可	生涯学習センターの所蔵品の館外貸出にかかる状況把握について	意見
66	123	教育委員会	生涯学習課（生涯学習センター）	館外貸出及び特別利用の許可	生涯学習センターの所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	意見
67	123	教育委員会	生涯学習課（生涯学習センター）	館外貸出及び特別利用の許可	生涯学習センターの収蔵品の特別利用にかかる減免基準について	意見
68	123	教育委員会	生涯学習課（生涯学習センター）	館外貸出及び特別利用の許可	生涯学習センターの所蔵品の特別利用に係る実績について	意見
69	125	教育委員会	生涯学習課（総合科学博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	総合科学博物館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	意見
70	126	教育委員会	生涯学習課（総合科学博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	総合科学博物館の所蔵品の特別利用に係る実績について	意見
71	129	教育委員会	生涯学習課（歴史文化博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	歴史文化博物館の貸出所蔵品等の破損時の取り扱いについて	意見
72	129	教育委員会	生涯学習課（歴史文化博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	「れきハコ」の貸出及び実績の把握について	意見
73	129	教育委員会	生涯学習課（歴史文化博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	歴史文化博物館の特別利用及び館外貸出にかかる申請書等の記載要件について	意見
74	130	教育委員会	生涯学習課（歴史文化博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	歴史文化博物館の特別利用における目的外利用の取扱について	意見
75	130	教育委員会	生涯学習課（歴史文化博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	歴史文化博物館の所蔵品の特別利用に係る実績について	意見
76	130	教育委員会	生涯学習課（歴史文化博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出品の回収について	意見
77	130	教育委員会	生涯学習課（歴史文化博物館）	館外貸出及び特別利用の許可	歴史文化博物館の所蔵品の館外貸出結果の効果検証について	意見
78	134	教育委員会	文化財保護課	美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録	美術品として価値のある銃砲刀剣類の鑑定の際の審査結果について	意見
79	135	教育委員会	文化財保護課	美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録	美術刀剣類製作の中止について	意見

番号	頁	部局		項目		区分
80	135	教育委員会	文化財保護課	美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録	都道府県教育委員会に登録されている銃砲刀剣類の所有者について	意見
81	138	教育委員会	文化財保護課	国指定「史跡名勝天然記念物」の現状変更等の許可	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可にかかる本人確認について	意見
82	138	教育委員会	文化財保護課	国指定「史跡名勝天然記念物」の現状変更等の許可	文化財の巡視報告にかかる事務処理について	意見
83	139	教育委員会	文化財保護課	美術館施設の使用許可	美術館施設の使用許可のキャンセル時の事務について	意見
84	142	教育委員会	義務教育課	愛媛県学力向上5か年計画	愛媛県学力向上5か年計画における指標の設定について	意見
85	145	県民環境部	自然保護課 (地方局森林林業課)	狩猟免許及び登録	狩猟免許試験の採点について	意見
86	148	県民環境部	自然保護課 (地方局総務県民課)	県立自然公園特別地域内における許可	自然公園の区域について(再掲)	意見